

## 別表十二(四)

「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十二(四) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

## ① 金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する明細書

1

金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する  
明細書

事業年度  
又は連結  
事業年度

・  
・  
・  
・

法人名

(  
)

事業場の名称

1

期首金属鉱業等  
鉱害防止準備金の金額

6

円

特定施設の名称

2

翌  
期  
繰  
越  
額  
の  
計  
算

当期益金算入額

鉱害防止積立金の取戻しを  
した場合の益金算入額

7

同上以外の場合による  
益金算入額

8

計  
(7) + (8)

9

当期準備金積立額のうち損金算  
入額  
(3) - (5)

10

当期準備金積立額

3

期末金属鉱業等鉱害防止準備金  
の金額  
(6) - (9) + (10)

11

積立限度額

4

貸借対照表の金額との差額の明細

貸借対照表に計上されている  
金属鉱業等鉱害防止準備金

12

差  
引  
(12) - (11)

13

当期分

貸借対照表の取崩不足額  
(9) - ((3) - ((12) - 前期の(12)))

14

当期に生じた差額の合計額  
(5) + (14)

15

前  
期  
分  
以  
前

前期末における差額  
(前期の(13))

16

積立限度超過額  
(3) - (4)

5

法 0301-1204

## 「10」欄

金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の44第1項」※1又は「第68条の44第6項」※2
  - ② 「区分番号」欄：「10191」
  - ③ 「適用額」欄：「10」欄の金額
- ※1 ※2に該当するもの以外  
 ※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合